

議案 第2号

定款の一部変更（案）の承認について

定款の一部を変更することの承認を求めます。

第4条第1項第1号中「臨時的かつ短期的な就業」及び「又はその他の軽易な業務に係る就業」に続けて「(雇用によるものを除く。)」を加え、「第2号臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。なお、埼玉県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。」を加える。

同項第2号、第3号、第4号、第5号を順次第3号、第4号、第5号、第6号に繰り下げる。

参考

公益社団法人熊谷市シルバー人材センター定款変更案新旧対照表

変更案	現行
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 臨時的かつ短期的な就業(<u>雇用によるものを除く。)</u>又はその他の軽易な業務に係る就業(<u>雇用によるものを除く。)</u>を希望する高齢者そのための就業機会の確保及び提供</p> <p>(2) <u>臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)</u>を希望する高齢者ために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>なお、埼玉県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができます。</p> <p>(3)高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施</p> <p>(4)社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業</p> <p>(5)前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営</p> <p>(6)その他センターの目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供</p> <p>(2)高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施</p> <p>(3)社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業</p> <p>(4)前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営</p> <p>(5)その他センターの目的を達成するために必要な事業</p>